

## 宗像市空き家・空き地バンク実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、宗像市空き家・空き地バンクに関し必要な事項を定めることにより、宗像市内の空き家及び空き地の有効活用による定住化の促進及び居住環境の改善を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住者がいない市内の建物等（近く居住者がいなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とするものを除く。
- (2) 空き地 現に建物がなく、かつ、建物を建てることができる土地をいう。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とするものを除く。
- (3) 所有者等 空き家又は空き地に係る所有権その他の権利により当該空き家又は空き地の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家又は空き地の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申込みを受けた空き家又は空き地に関する情報について、定住を目的として空き家又は空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、市がインターネット上に設置するホームページや市の窓口等を通じて、情報を提供する仕組みをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク以外による空き家又は空き地の取引を妨げるものではない。

### (空き家又は空き地の登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクに空き家又は空き地に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家・空き地バンク物件登録申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、住まいと暮らしの地域情報センター（以下「市民公益活動団体 住マイむなかた」という。）に対し、登録に必要な調査等を依頼し、その結果の報告を空き家・空き地物件登録カードにて求めることができる。
- 4 登録に必要な調査等が終了した後、市長は当該空き家又は空き地の情報を空き家・空き地バンクに登録する。ただし、市長が適当でないと認めた場合には、空き家・空き地バンクの登録は行わない。
- 5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク物件登録完了書

により申込みのあった所有者等に通知する。

(登録事項の変更の届出)

第5条 空き家・空き地バンク物件登録完了書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地（以下「登録物件」という。）等の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家・空き地バンク物件登録事項変更届を市長に提出しなければならない。

(空き家・空き地バンクの登録取消し)

第6条 市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は物件登録者から空き家・空き地バンク物件登録取消届の提出があったときは、当該登録物件を空き家・空き地バンクから抹消するとともに、空き家・空き地バンク物件登録取消通知書により当該物件登録者に通知する。

2 市長は、第4条第4項の規定による登録の日から2年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、当該登録物件を空き家・空き地バンクから抹消することができる。

(登録物件の情報の公開)

第7条 市長は、空き家・空き地バンクに登録された情報のうち、必要な情報（以下「物件情報」という。）を公開する。

(所有者等の要件)

第8条 所有者等が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくは、これらに準ずる者又はその構成員（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合は、空き家・空き地バンクの利用はできない。また、空き家・空き地バンクの登録後に暴力団等反社会的勢力であることが明らかになった場合、市長は当該登録物件を空き家・空き地バンクから抹消することができる。

(利用希望者の要件)

第9条 物件情報の提供、登録物件の購入又は賃貸の申込みをしようとする利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家・空き地バンクの利用はできない。

- (1) 地域住民と協調して生活できないと認められる場合
- (2) 空き家又は空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、あるいは善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団等反社会的勢力である場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力に当該物件を利用させようとする場合
- (5) 申込みの内容に虚偽がある場合
- (6) その他市長が適当でないと認めた場合

(物件情報の提供、登録物件の購入又は賃貸の申込み)

第10条 利用希望者は、物件情報の提供、登録物件の購入又は賃貸の申込みをするとき

は、市民公益活動団体住マイむなかたが選定した宅地建物取引業者に申し込むものとする。

2 宅地建物取引業者は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者に対し、申込みがあったことを通知するものとする。

(物件登録者及び利用者の交渉、契約等)

第11条 市長は、必要に応じて物件登録者、利用希望者及び市民公益活動団体住マイむなかたに対して、空き家・空き地バンクに登録された有用な情報を提供することができる。

2 市長は、物件登録者及び利用者の空き家又は空き地に関する交渉、契約等については、直接これに関与しないものとする。

3 交渉、契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。